

薬生食基発0910第5号
令和3年9月10日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公印省略)

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に
基づく報告について

デコキネート（以下「本剤」という。）については、令和2年3月17日付け厚生労働省発
生食 0317 第1号をもって貴委員会に対し食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取
を行い、令和3年1月19日付け府食第18号をもって貴委員会から当省に対して食品健康影
響評価結果の通知がなされたところです。

今般、食品衛生法に基づく本剤に係る残留基準の設定について、薬事・食品衛生審議会食
品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会での審議が終了したことから、平成18年6月29日付
け府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づ
き、本剤に係る推定摂取量等について別添により報告します。

なお、本件については、食品、添加物等の規格基準の改正を行う見込みであることを申し
添えます。



薬生食基発0910第6号
令和3年9月10日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公印省略)

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に
基づく報告について

ナフシリン（以下「本剤」という。）については、令和2年3月17日付け厚生労働省発食 0317 第1号をもって貴委員会に対し食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取を行い、令和2年11月24日付け府食第751号をもって貴委員会から当省に対して食品健康影響評価結果の通知がなされたところです。

今般、食品衛生法に基づく本剤に係る残留基準の設定について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会での審議が終了したことから、平成18年6月29日付け府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、本剤に係る推定摂取量等について別添により報告します。

なお、本件については、食品、添加物等の規格基準の改正を行う見込みであることを申し添えます。



薬生食基発0910第8号
令和3年9月10日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公印省略)

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に
基づく報告について

バージニアマイシン（以下「本剤」という。）については、令和2年3月17日付け厚生労働省発生食 0317 第1号をもって貴委員会に対し食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取を行い、令和3年1月19日付け府食第19号をもって貴委員会から当省に対して食品健康影響評価結果の通知がなされたところです。

今般、食品衛生法に基づく本剤に係る残留基準の設定について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会での審議が終了したことから、平成18年6月29日付け府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、本剤に係る推定摂取量等について別添により報告します。

なお、本件については、食品、添加物等の規格基準の改正を行う見込みであることを申し添えます。



薬生食基発0910第9号
令和3年9月10日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公印省略)

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に
基づく報告について

メシリナム（以下「本剤」という。）については、令和2年3月17日付け厚生労働省発生食0317第1号をもって貴委員会に対し食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取を行い、令和2年11月24日付け府食第752号をもって貴委員会から当省に対して食品健康影響評価結果の通知がなされたところです。

今般、食品衛生法に基づく本剤に係る残留基準の設定について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会での審議が終了したことから、平成18年6月29日付け府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、本剤に係る推定摂取量等について別添により報告します。

なお、本件については、食品、添加物等の規格基準の改正を行う見込みであることを申し添えます。



令和3年4月13日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

令和3年3月4日付け厚生労働省発生食 0302 第3号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく別紙の9品目の動物用医薬品等に係る食品中の動物用医薬品の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別紙)

1. イソメタミジウム
2. オイゲノール
3. クロルヘキシジン
4. デコキネート
5. ナフシリン
6. ニトロキシニル
7. バージニアマイシン
8. メシリナム
9. メンブトン

IV デコキネート

1. 概要

(1) 品目名：デコキネート [Decoquate]

(2) 用 途：合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤

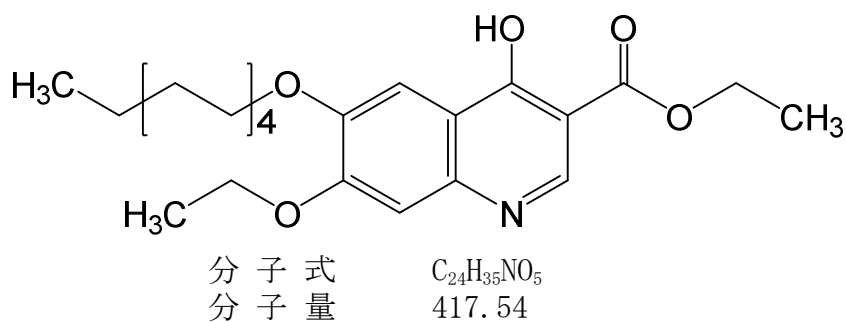
キノロン系の合成抗菌剤である。動物用医薬品として国内では承認されていない。
海外では牛、羊等の抗コクシジウム剤として用いられている。

(3) 化学名及びCAS 番号

Ethyl 6-(decyloxy)-7-ethoxy-4-hydroxy-3-quinolinecarboxylate (IUPAC)

3-Quinolinecarboxylic acid, 6-(decyloxy)-7-ethoxy-4-hydroxy-, ethyl ester
(CAS : No. 18507-89-6)

(4) 構造式及び物性



2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたデコキネートに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

デコキネートの ADI は APVMA により0.075 mg/kg 体重/日、EFSA により0.075 mg/kg 体重/日及び FDA により0.075 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0028 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 APVMA、EFSA 及び FDA の ADI の値を超えないことから、デコキネートは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFA における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、鶏等に、カナダにおいて牛、鶏等に、豪州において鶏に、ニュージーランドにおいて鶏に基準値が設定されている。また、EU において基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

デコキネートとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

デコキネートとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。APVMA、EFSA及びFDAによるADI（0.075 mg/kg 体重/day）を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	TMDI／ADI (%) 注)
国民全体（1歳以上）	1.7
幼小児（1～6歳）	3.8
妊婦	2.1
高齢者（65歳以上）	1.2

注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

V ナフシリン

1. 概要

(1) 品目名：ナフシリン[Nafcillin]

(2) 用 途：抗生物質

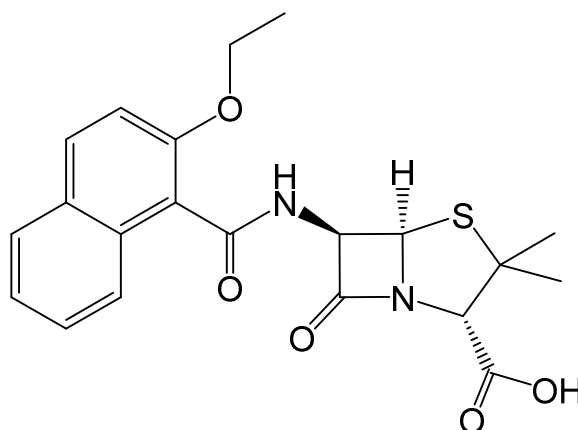
ベータラクタム系の半合成抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛及び山羊の乳房炎の予防等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS 番号

(2*S*, 5*R*, 6*R*)-6-[(2-Ethoxy-1-naphthoyl)amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-4-thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid,
6-[[(2-ethoxy-1-naphthalenyl) carbonyl]amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-,
(2*S*, 5*R*, 6*R*)- (CAS : No. 147-52-4)

(4) 構造式及び物性



分子式
分子量

C₂₁H₂₂N₂O₅S
414.48

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたナフシリンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

ナフシリンの ADI は EMEA により 0.0044 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6 歳）で 0.00014 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 EMEA の ADI の値を超えないことから、ナフシリンは、評価の考え方の 3 の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFA における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において反芻動物に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ナフシリンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

ナフシリンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。
EMEAによるADI (0.0044 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙5参照。

	TMDI／ADI (%) 注)
国民全体 (1歳以上)	1.0
幼小児 (1～6歳)	3.2
妊婦	1.1
高齢者 (65歳以上)	0.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

VII バージニアマイシン

1. 概要

(1) 品目名：バージニアマイシン[Virginiamycin]

(2) 用 途：抗生物質

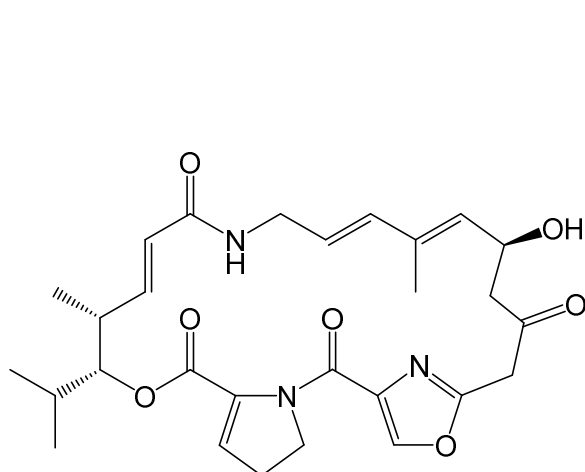
ストレプトグラミン系の抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では鶏の壊死性腸炎の治療等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS 番号

N-[(6*R*, 9*S*, 10*R*, 13*S*, 15*aS*, 22*S*, 24*aS*)-22-Benzyl-6-ethyl-10, 23-dimethyl-5, 8, 12, 15, 17, 21, 24-heptaoso-13-phenyldocosahydro-12*H*-pyrido[2, 1-*f*]pyrrolo[2, 1-*l*][1, 4, 7, 10, 13, 16]oxapentaazacyclonadecin-9-yl]-3-hydroxy-2-pyridinecarboxamide -
(10*R*, 11*R*, 12*E*, 17*Z*, 21*S*)-21-hydroxy-10-isopropyl-11, 19-dimethyl-9, 26-dioxa-3, 15, 28-triazatricyclo[23. 2. 1. 0^{3,7}]octacos-1(27), 6, 12, 17, 19, 25(28)-hexaene-2, 8, 14, 23-tetrone
(1:1) (IUPAC)

2-Pyridinecarboxamide, *N*-[(6*R*, 9*S*, 10*R*, 13*S*, 15*aS*, 22*S*, 24*aS*)-6-ethyldocosahydro-10, 23-dimethyl-5, 8, 12, 15, 17, 21, 24-heptaoso-13-phenyl-22-(phenylmethyl)-12*H*-pyrido[2, 1-*f*]pyrrolo[2, 1-*l*][1, 4, 7, 10, 13, 16]oxapent aazacyclonadecin-9-yl]-3-hydroxy-,
compd. with
(3*R*, 4*R*, 5*E*, 10*Z*, 14*S*)-8, 9, 14, 15, 24, 25-hexahydro-14-hydroxy-4, 12-dimethyl-3-(1-methylethyl)-3*H*-21, 18-nitrilo-1*H*, 22*H*-pyrrolo[2, 1-*c*][1, 8, 4, 19]dioxadiazacyclo tetracosine-1, 7, 16, 22(4*H*, 17*H*)-tetrone
(1:1) (CAS : No. 11006-76-1)

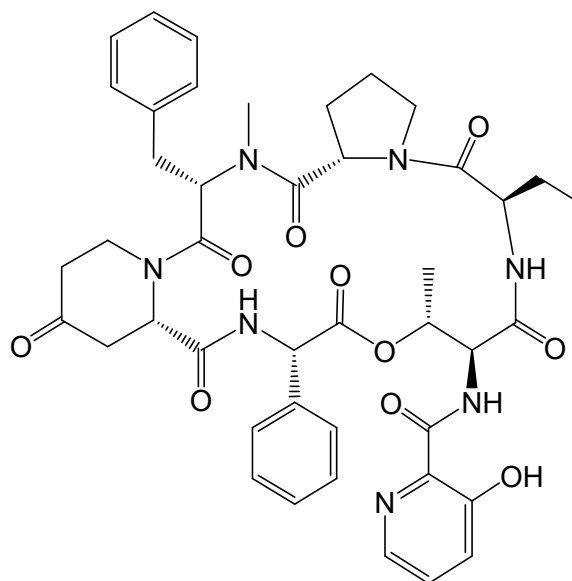
(4) 構造式及び物性



バージニアマイシン M1

分子式 $C_{28}H_{35}N_3O_7$

分子量 525.59



バージニアマイシン S1

分子式 $C_{43}H_{49}N_7O_{10}$

分子量 823.89

(バージニアマイシン M1を約75%、バージニアマイシン S1を約20%含む。)

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたバージニアマイシンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

バージニアマイシンの ADI は APVMA より 0.2 mg/kg 体重/日、EMA より 0.02123 mg/kg 体重/日及び FDA より 0.25 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で 0.0031 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 APVMA、EMA 及び FDA の ADI の値を超えないことから、バージニアマイシンは、評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFA における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豚に、カナダにおいて豚及び鶏に、EU において鶏に、豪州において牛、豚等に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

バージニアマイシンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

バージニアマイシンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。最も値の低いEMAによるADI (0.02123 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙7 参照。

	TMDI／ADI (%) 注)
国民全体 (1 歳以上)	4.3
幼小児 (1～6 歳)	14.8
妊婦	5.1
高齢者 (65 歳以上)	3.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

VIII メシリナム

1. 概要

(1) 品目名：メシリナム [Mecillinam]

(2) 用 途：抗生物質

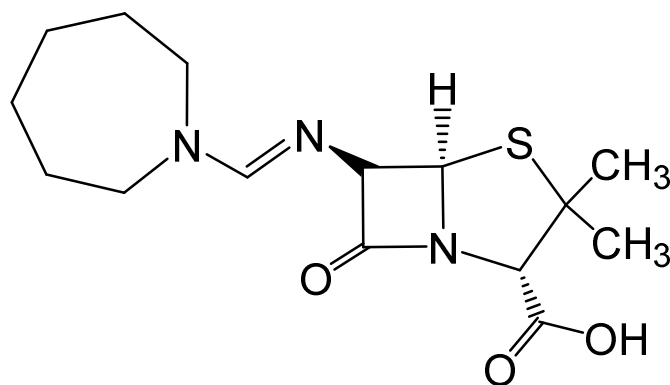
ベータラクタム系の半合成抗生物質である。動物用医薬品として国内では承認されていない。海外では牛の細菌性下痢症の治療等に用いられている。

(3) 化学名及びCAS 番号

(2*S*, 5*R*, 6*R*)-6-[(*E*)-(1-Azepanylmethylene)amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-4-thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid,
6-[[(1*E*)-(hexahydro-1*H*-azepin-1-yl)methylene]amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-,
(2*S*, 5*R*, 6*R*)- (CAS : No. 79580-20-4)

(4) 構造式及び物性



分 子 式	C ₁₅ H ₂₃ N ₃ O ₃ S
分 子 量	325.43

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたメシリナムに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

メシリナムの ADI は EMEA により 0.0238 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6 歳）で 0.0011 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該 EMEA の ADI の値を超えないことから、メシリナムは、評価の考え方の 3 の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFA における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において基準値設定不要とされている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

メシリナムとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

メシリナムとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。
EMEAによるADI (0.0238 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙8参照。

	TMDI/ADI (%) 注)
国民全体 (1歳以上)	1.2
幼小児 (1～6歳)	4.8
妊婦	1.6
高齢者 (65歳以上)	1.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

デコキネートの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	1	30.6	19.4	41.8	19.8
牛の脂肪*	2				
牛の肝臓	2	0.2	0.0	2.8	0.0
牛の腎臓	2	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	2	1.0	0.0	6.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	1	0.8	0.2	1.6	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	2				
鶏の筋肉*	0.1	37.4	27.2	39.6	27.8
鶏の脂肪*	2				
鶏の肝臓	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1
計		70.3	47.0	92.9	49.4
ADI 比 (%)		1.7	3.8	2.1	1.2

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

ナフシリンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.005	0.1	0.0	0.1	0.0
牛の脂肪*	0.005				
牛の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の筋肉*	0.005	0.2	0.2	0.2	0.2
豚の脂肪*	0.005				
豚の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.3				
乳	0.005	1.3	1.7	1.8	1.1
鶏の筋肉*	0.005	0.1	0.1	0.1	0.1
鶏の脂肪*	0.005				
鶏の肝臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家さんの筋肉*	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家さんの脂肪*	0.005				
その他の家さんの肝臓*	0.005				
その他の家さんの腎臓*	0.005				
その他の家さんの食用部分*	0.005				
鶏の卵	0.005	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の家さんの卵	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.005	0.1	0.0	0.0	0.1
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.005	0.2	0.1	0.1	0.2
魚介類 (その他の魚類に限る。)	0.005	0.1	0.1	0.1	0.2
魚介類 (貝類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類 (甲殻類に限る。)	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の魚介類	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
はちみつ	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0
計		2.5	2.4	2.8	2.3
ADI 比 (%)		1.0	3.2	1.1	0.9

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

バージニアマイシンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.1	3.1	1.9	4.2	2.0
牛の脂肪*	0.2				
牛の肝臓	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0
牛の腎臓	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.2	0.1	0.0	0.7	0.1
豚の筋肉*	0.1	12.6	10.0	13.0	9.2
豚の脂肪*	0.3				
豚の肝臓	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0
豚の腎臓	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉*	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪*	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓*	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓*	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.2				
乳	0.1	26.4	33.2	36.5	21.6
鶏の筋肉*	0.05	3.7	2.7	4.0	2.8
鶏の脂肪*	0.2				
鶏の肝臓	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2
鶏の腎臓	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.2	0.4	0.2	0.6	0.3
その他の家さんの筋肉*	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家さんの脂肪*	0.2				
その他の家さんの肝臓*	0.2				
その他の家さんの腎臓*	0.2				
その他の家さんの食用部分*	0.2				
鶏の卵	0.1	4.1	3.3	4.8	3.8
その他の家さんの卵	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
計		50.9	51.8	63.9	40.1
ADI 比 (%)		4.3	14.8	5.1	3.4

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

メシリナムの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.05	0.8	0.5	1.0	0.5
牛の脂肪*	0.05				
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉*	0.05	2.1	1.7	2.2	1.5
豚の脂肪*	0.05				
豚の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
乳	0.05	13.2	16.6	18.2	10.8
計		16.1	18.8	21.7	12.9
ADI 比 (%)		1.2	4.8	1.6	1.0

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成24年2月24日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（イソメタミジウム）
令和2年3月17日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（オイゲノール、クロルヘキシジン、デコキネート、ナフシリン、ニトロキシニル、バージニアマイシン、メシリナム、メンブトン）
令和2年10月27日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（オイゲノール、クロルヘキシジン）
令和2年11月24日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（ナフシリン、メシリナム）
令和2年12月8日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（イソメタミジウム、ニトロキシニル、メンブトン）
令和3年1月19日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（デコキネート、バージニアマイシン）
令和3年3月4日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和3年3月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 梶山	浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井	里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上	浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
加藤	くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部生体分子解析学教室教授
魏	民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤	洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野	元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵	雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室准教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島	美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
永山	敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本	了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村	睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長

(○：部会長)

答申（案）

デコキネート

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	1
牛の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	2
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

ナフシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.005
豚の筋肉	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.005
豚の脂肪	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.005
豚の肝臓	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.005
豚の腎臓	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注2)}	0.005
豚の食用部分	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.005
鶏の筋肉	0.005
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.005
鶏の脂肪	0.005
その他の家きんの脂肪	0.005
鶏の肝臓	0.005
その他の家きんの肝臓	0.005
鶏の腎臓	0.005
その他の家きんの腎臓	0.005
鶏の食用部分	0.005
その他の家きんの食用部分	0.005
鶏の卵	0.005
その他の家きんの卵	0.005
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.005
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.005
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.005
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.005
魚介類（貝類に限る。）	0.005
魚介類（甲殻類に限る。）	0.005
その他の魚介類 ^{注5)}	0.005

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.005

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5) 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

バージニアマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

メシリナム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注1)}	0.05
豚の食用部分	0.05
乳	0.05

注1) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。